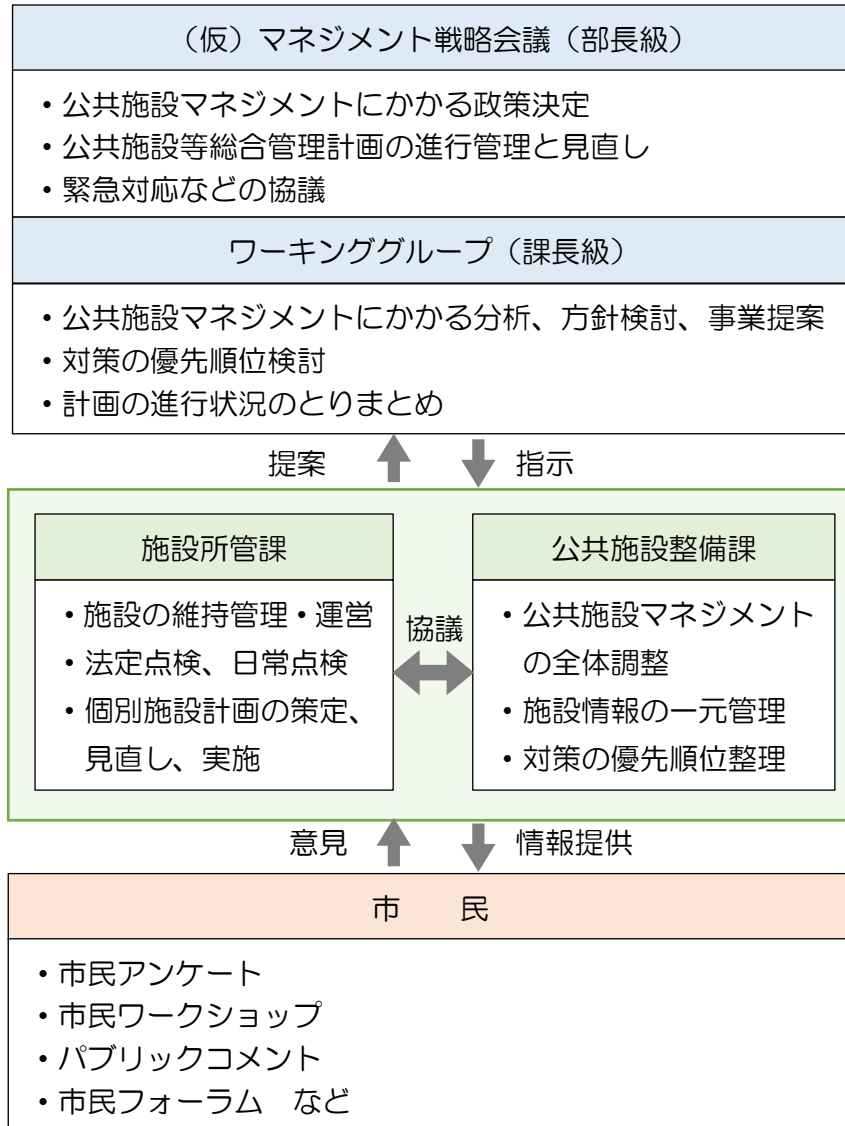


## 第5章 推進体制の構築

### 5-1 庁内における推進体制

公共施設等総合管理計画は以下の体制で推進していきます。庁内の会議体は部長級の（仮）マネジメント戦略会議と課長級のワーキンググループで構成し、事務局及び公共施設マネジメントの全体調整は公共施設整備課が担当します。

図 5-1 庁内における推進体制



## 5-2 個別施設計画の策定について

本計画で示された施設類型ごとの個別施設の方向性を受けて、対策の内容（保全も含む）や実施時期、対策費用を記載した個別施設計画を策定していきます。国がインフラ長寿命化基本計画（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議、H25.11）において要請している個別施設計画の記載事項は以下の6項目です。

### **個別施設計画の記載事項**

#### **① 対象施設**

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。

#### **② 計画期間**

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

#### **③ 対策の優先順位の考え方**

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

#### **④ 個別施設の状態等**

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設ごとに整理する。

#### **⑤ 対策内容と実施時期**

「③対策の優先順位の考え方」及び「④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設ごとに整理する。

#### **⑥ 対策費用**

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

各施設所管課においては、まず、各施設の残存耐用年数、劣化調査に基づく劣化状況、将来の利用動向等を考慮し、類型ごとの数値目標も踏まえつつ、個々の施設の方向性を定めていきます。続いて、方向性に基づく具体的な対策の内容を検討し、実施時期や対策費用とともに、年次計画を作成します。最後に前頁の国の記載事項を受け、上記検討内容を個別施設計画にまとめていきます。以下を個別施設計画の構成案(例)とします。

### 個別施設計画の構成案(例)

#### 第1章 ○○系施設個別施設計画について

1. 1. 計画の目的
1. 2. 計画の位置付け
1. 3. 計画期間
1. 4. 対象施設

#### 第2章 個別施設の状態等

2. 1. 施設の概要 ←設置目的、建築年、延床面積、利用状況、維持管理コストなど
2. 2. 施設の劣化状況

#### 第3章 対策の優先順位の考え方 ←類型に特化した適正配置、保全の考え方

#### 第4章 ○○系施設の行動計画 ←対策の内容、実施時期、対策費用を含む年次計画

#### 第5章 計画の推進について

5. 1. 推進体制
5. 2. フォローアップ

### 5-3 市民との情報共有、協働のあり方について

今後の公共施設のあり方を検討していく場合に、特に市民利用施設においては、市民、利用者へのアンケートなどの意見を聞く機会、市民ワークショップなどの対話する機会を設けて、行政と市民とが十分に情報共有を図りながら、検討を進めていきます。

また、市民ニーズが多様化する中、行政だけでなく、市民をはじめとした民間の様々な主体が自発的に地域の課題に取り組む、協働によるまちづくりも推進していきます。

# 取手市公共施設等総合管理計画 第1次行動計画

令和4年(2022)3月 発行

発行者／取手市 財政部 公共施設整備課

〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139

TEL : 0297-74-2141 (代) FAX : 0297-73-5995

<https://www.city.toride.ibaraki.jp/>